私立幼稚園幼児教育センター事業費補助金交付要綱

第１　趣旨

知事は、地域における幼児教育センターとしての役割を果たすため、私立幼稚園幼児教育センター事業を行う公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会(以下「協会」という)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和 31 年静岡県規則第 47 号）及びこの交付要綱の定めるところによる。

第２　補助の対象及び補助額

(1)　補助の対象

・子育て相談、情報提供に要する経費

・臨床心理士によるカウンセリングに要する経費

(2)　補助額

別に定める額

第３　交付の申請

(1)　提出書類　各１部

ア　交付申請書（様式第１号）

イ　事業計画書（様式第２号）

ウ　収支予算書（様式第３号）

(2)　提出期限

別に定める日まで

第４　交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1)　次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア　補助事業の内容を変更（各補助事業の事業量の２０パーセント未満の変更を除く。）しようとする場合

イ　補助事業に要する経費の配分の変更（各補助事業の経費の２０パーセント未満の変更を除く。）をしようとする場合

ウ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3)　補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならないこと。

第５　変更の承認申請

提出書類　各１部

ア　変更承認申請書（様式第４号）

イ　変更事業計画書（様式第２号）

ウ　変更収支予算書（様式第３号）

第６　実績報告

(1)　提出書類　各１部

ア　実績報告書（様式第５号）

イ　事業実績書（様式第２号）

ウ　収支決算書（様式第３号）

(2)　提出期限

事業の完了の日から起算して２０日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い日まで

第７　請求の手続

(1)　提出書類　１部

請求書（様式第６号）

(2)　提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して１０日を経過した日まで

附　則

１　この要綱は、平成 14 年度分の補助金に適用する。

附　則

この改正は、平成 15 年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、平成 17 年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、平成 19 年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、題名については、平成 25 年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、令和３年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、令和６年度分の補助金から適用する。